

市営浄化槽

排水設備新設等計画（変更）確認申請書等 作成要領

平成 25 年 12 月 3 日施行

1 申請書【別添「記載例」排水設備等新設等計画（変更）確認申請書」参照】

- ① **日付**：申請の日付を必ず記入する。
- ② **申請者欄**（申請者記入欄）
 - ・住所 正確な住所を記入する。
 - ・申請者名 申請者氏名を記入し、押印する。
(融資申し込みがある場合は、必ず自署をすること。)
 - ・フリガナ 申請者が個人の場合のみ記入する。
 - ・電話番号 記入については、申請者の判断による。
- ③ **指定工事店欄**（指定工事店記入欄）
 - ・所在地 佐賀市へ指定登録した住所を明記する。
 - ・店名 佐賀市へ指定登録した店名を明記する。
 - ・代表者名 佐賀市へ指定登録した代表者名を明記し、押印する。
※ 指定工事店申請書の使用印鑑届において届出した印鑑を押印すること。
※ 法人の場合、「会社印」および「代表者印」両方とも押印すること。
 - ・電話番号 佐賀市へ指定登録した電話番号を明記する。
 - ・責任技術者名 佐賀市へ指定登録の際、専任された責任技術者を記入すること。
 - ・登録番号 佐賀市排水設備責任技術者の登録番号記載すること。
- ④ **申請区分** 次の注意事項のとおり、それぞれ一箇所にもつづけること。

※記載上の注意事項

| | |
|------|-------------------------|
| 申請区分 | 新設・増設・改造・みなし浄化槽切替・浄化槽切替 |
|------|-------------------------|

下記要領により○で囲む。

(新設)…新築場合のみ。

(増設)…現在ある排水設備以外に新たに水洗便所等を増やす場合。

(改造)…現在ある排水設備を市営浄化槽へ接続する場合。(例)汲取りトイレ→水洗トイレ

(みなし浄化槽切替)…現在ある排水設備が単独浄化槽へ接続されていて本申請により市営浄化槽へ接続する場合

※浄化槽切替の場合は、浄化槽廃止届と浄化槽清掃報告書が必要となる。
(完了届提出時に添付する。)

(浄化槽切替)…現在ある排水設備が合併浄化槽へ接続されていて本申請により新たな市営浄化槽へ接続を切り替える場合

※浄化槽切替の場合は、浄化槽廃止届と浄化槽清掃報告書が必要となる。
(完了届提出時に添付する。)

- ⑤ **設置場所** 正確な住所を記載すること。
- ⑥ **市営浄化槽番号** 市営浄化槽決定通知書で記載された番号を記入する。
- ⑦ **人槽区分** 市営浄化槽決定通知書で記載された人槽を記入する。

- ⑧ **建物の用途** いずれか該当するものに○をつける。(※事務所は会社を含む。)
- ⑨ **使用目的** いずれか該当するものに○をつける。
- ⑩ **浄化槽の有無** いずれか該当するものに○をつける。
 ・ 無の場合…新設設置となる。⑪の欄の「有」に○が付く。
- ⑪ **浄化槽の新設**…いずれか該当するものに○をつける。
 ・ 有の場合…新設設置申請をする。
- ⑫ **用水源区分** いずれか該当するものに○をつける。
- ⑬ **排水種別** いずれか該当するものに○をつける。
- ⑭ **使用状況** 世帯数及び水道メーター数の記載
 ※ 世帯数が複数の場合、世帯数のもれがないよう注意する。
 ※ 会社や店舗は1世帯と記載する。
 ※ メーター番号を下方の「メーター番号」欄に記入すること。
- ⑮ **工事の予定期間** 申請日と照合し、着工まで1週間程度の余裕を願います。
 ※ 確認申請受付から確認を下ろすまでの期間が必要なため工事の予定期間欄は、申請後、着工まで余裕を持つ記載をお願いします。(開庁日 5 日程度)
 ※ 急の場合の対応 個別相談として理由を聞き個別の対応で、事前着工にならないように注意する。
 ※ 工事予定期間は日付を記入すること。(○月末日等はダメ)
- ⑯ **融資あつせんの有無**
 ・ 有のときは関係書類を添付する。
 ・ 申請区分が新設でないこと。
 ・ 総工事費の記載
- ⑰ **排水設備等の新設等の同意の利害関係者**は、申請者と土地の所有者又は排水設備や建築物等の所有者との間に将来の禍根や争議等を防ぐために記入をお願いします。
 ・ 利害関係者は、三者とも明示をお願いします。
 ・ 家屋所有者や排水設備所有者欄は同上や〃などの略文字は記載しないようをお願いします。
 ・ 申請者と同一の場合、同一者の確認のため必ず同じ住所でお願いします。
 ・ 印鑑は、3者とも押印をお願いします。
- ⑱ **メーター番号**…水道メーターの番号を必ず記入すること。
 ※ 新設の場合で水道メーターが未設置の場合、「新設」と記入すること。
 (但し、必ず完了届に水道メーター番号を記載すること。)

裏面

- ⑲ **指示事項**
 ・ 佐賀市上下水道局から指示がある場合は、指示不履行がないよう注意すること。
- ⑳ **協議事項**
 ○規定通りに施工できない場合は、対処を記載する。
 ○基本的なこと(勾配、土被り・台所からの分離柵の未設置等)で基準どおり出来ない場合は、責任技術者の意見(説明書き)を記載すること。

※図面の添付は、位置図、平面図、縦断図、立管図の順で添付すること。

2 地図 位置図

- ・ 位置が明確にわかり、道順がわかる位置図であること。
※古い地図を使用しないようにお願いします。

3 平面図

- ① 方位の確認をする。(基本は上が北とする。)
- ② 道路境界・隣地境界が明記する。
- ③ 接続する浄化槽を必ず記載し、位置・大きさについても記載する。
- ④ 汚水枳の表示は、側点・枳の口径・枳の深さ等を記載し、枳間の距離も記載する。
- ⑤ 距離・深さ等の記入数値は、縦断図・立管図と同一にすること。
- ⑥ 枳の表示順は、浄化槽から遠い枳をNo1とすること。
- ⑦ 他人の土地を通る配管や他人所有の既設枳への接続がする場合は、維持管理について関係者の同意文書の添付をお願いします。
- ⑧ 排水設備の接続器具を明示しないで〇〇系統と表示する設計。
 - ・ 一戸建て住宅の場合は、不可とする。
 - ・ 集合住宅の場合は可とする。(但し、汚水雑排が明確にわかるよう表示する。)
- ⑨ 排水中に含まれる有害危険な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分解、捕集し、自然流下により排水できる形状、構造をもった適切な阻集器の設置をする。
- ⑩ 油脂類を流す業務用の厨房排水には、適切な容量のグリース阻集器の設置し、機種選定の根拠資料として次の資料を添付すること。
(佐賀市市営浄化槽条例施行規程第8条第2項【佐賀市下水道条例施行規程第4条第5号】の規定による。)
 - ・ 容量計算書【SHASE-S217による計算】
 - ・ 製品カタログ
- ⑪ 家庭用の台所の分離枳には、油止めの機能があるものを使用をお願いします。
 - ・ 原則的に台所からの枳は、管理しやすい分離枳(カゴつき)の設置をお願いします。浄化槽の場合、カゴつきの分離枳が設置できなければ、その理由を協議欄に記入の上、インパット枳を使用してください。
 - ・ 台所からの分離枳は、台所排水のみを接続する。
 - ・ 台所からの分離枳の深さは、管理しやすい深さとすること。(推奨 H=300)
 - ・ 風呂等既設の雑排水が建物内部で合流し、流し単独の分離枳設置が困難な場合は、分離枳設置を要しない。
 - ・ 調理をしないという理由で台所に分離枳を設置しない場合は、その旨を協議欄に明記する。
- ⑫ 接続する器具を明示し、明示方法は、記号でなく器具の名称の記載をお願いします。(例)台所、洗面所、風呂、洗濯機等。

- ⑬ 2階に水廻りがあるときは、2階の平面図を明記する。
- ⑭ 「ドロッパ柵」「インバート柵」等と表示し、寸法や形状を明記する。
- ⑮ 棟数の多い時、測点の重複がないか確認し、重複がないようする。
- ⑯ 雨水の接続及び誤接続がないこと。
 - ・ 屋外の洗濯機は、屋根があることを確認し、雨が入らないように接続し、図示する。
 - ・ 雨の入る散水用流しは、接続しない。

4 縦断図

- ① 平面図との整合確認をする。(単距離・表示桁数を照合)
- ② 追加距離は、No1から追加し表示すること。
- ③ 地盤高が一定でない場合は、特に管底高を要確認する。
(勾配の誤りががないか再確認する。)
- ④ 起点の土被り 20cm以上。浅い部分は保護について協議する。
- ⑤ 小口径柵 150 の設置は、柵深は 80cm未満とし、柵深 80cm以上の場合、管径200の柵を設置する。
- ⑥ 支線がある縦断図は、支線ごとに縦断図を作成すること。
- ⑦ 設計図の記載数値は、次のとおりとする。
 - 距離…小数第2位
 - 掘削深・土被り・管底高…小数第3位
 - ※直近下位の端数は、四捨五入とする。

5 立管図

- 平面図との整合をする。

6 添付書類

- ① 新規グリース阻集器を設置する場合
 - ・ 容量計算書(SHASE-S217による計算)と製品カタログを添付する。
- ② 基準どおりの設計が出来ない場合
 - ・ 当該指定工事店と申請者が、リスク・維持管理の方法を明記した確認文書を交わしているか確認し、その写しの提出をする。

7 その他

市営浄化槽排水設備計画上の留意点

- 流入口で排水勾配2/100を確保できない場合の優先順位
 - 1) 流出勾配を1/200とする。
 - 2) 流入勾配を2/100～1/100の範囲で調整する。
 - 3) 最小土かぶり0.2mを見直す。
 - 4) 維持管理上、施工上問題がなければ露出配管も可。ただし、変化点には、掃除口ではなく柵の設置が必要です。露出配管については、お問い合わせください。

○放流先について

基本「放流先水路、又は側溝からの逆流がないこと」

土砂堆積や水路の水位上昇の影響を受けないように計画してください。

8 排水設備新設等工事完了届について

【別添「**記載例**排水設備等新設等工事完了届書」参照】

★ 完了届は、工事完了の日から5日以内に提出しなければならない。

(佐賀市市営浄化槽条例第11条の規定より)

イ. 届出日付は必ず記載すること。

ロ. 完了届書の確認の欄は、申請書の決裁日付を記入すること。

ハ. 設置場所・市営浄化槽番号・人槽区分・使用目的欄は、確認申請と同一記載とすること。

ニ. 工事期間欄は、排水設備の実工期を記入すること。

※工期の末日は、完了届提出日以前の日付であることを確認すること。

ホ. みなし浄化槽切替及び浄化槽切替の場合は、完了届提出時を次の書類を添付する。

○ 浄化槽使用廃止届出書 (写)

・ 浄化槽使用廃止届の確認事項

下水道工務課の受付印、申請者、設置場所、廃止(予定)日

○ 浄化槽清掃作業実施報告書 (写)

・ 浄化槽清掃作業実施報告書の確認事項

申請者、設置場所

ヘ. 工事内容の欄は、新設の場合を除き、「くみ取」か「浄化槽」いずれかに○をつけること。

ト. 水道メーター番号は必ず記載すること。

チ. 水道名義人が申請者と異なる場合は、必ず記入すること。

リ. 現地検査を省略する場合、「市営浄化槽排水設備工事点検表」と検査済票及び検査済証を送付するための「切手を貼った返信用封筒」を提出すること。

ヌ. 図面の変更があった場合は、完了届提出時に添付すること。

ル. 図面の変更があった場合は、完了届提出時に「市営浄化槽設置変更申請書」と平面図2部を浄化槽係に提出すること。

9 検査について

① 書類検査(現地検査を省略する場合のみ該当)

【別添「**記載例**市営浄化槽排水設備工事点検表」参照】

市営浄化槽排水設備工事点検表を提出してください。

点検表、完了届の記載事項及び図面(図面の変更があった場合のみ)が、適正であれば、検査済票及び検査済証を郵送します。ただし、浄化槽法定検査で指摘事項があった場合等点検表の内容と現地が一致しないことが疑われる場合、後日、再検査の対象となります。

②-1 現地検査(省略しない場合)

- イ. 原則として責任技術者の立会いをすること。
- ロ. 受検者は、事前に排水設備の自社検査を行うこと。
 - ※ よく確認し、検査時に手直し等の指示がないように注意すること。
- ハ. 現地検査受検後においても、浄化槽法定検査で排水設備に関する指摘事項があった場合、手直しのお願いをする場合があります。ただし、当該指摘事項が不可抗力又は使用者の責めに帰すべきときは、この限りではありません。

②-2 現地検査を省略する場合

- イ. 完了届提出時に「市営浄化槽排水設備工事点検表」を提出すること。
- ロ. 浄化槽法定検査で指摘事項があった場合等で点検表の内容と現地が一致しない場合、管理者から手直しの指示をします。指示が図面の訂正にかかるものである場合、即時に、工事を必要とする場合、管理者が指定する期日までに適正な改良工事を行うこと。
- ハ. ロの改良工事完了後、再検査を受検すること。